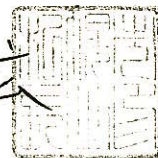


札幌市会計年度任用職員の勤務条件に関する規則及び札幌市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和5年12月20日

札幌市長

秋元克広



札幌市規則第53号

札幌市会計年度任用職員の勤務条件に関する規則及び札幌市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(札幌市会計年度任用職員の勤務条件に関する規則の一部改正)

第1条 札幌市会計年度任用職員の勤務条件に関する規則(令和元年規則第45号)の一部を次のように改正する。

- (1) 第7条第1項を削り、同条第2項中「正規の勤務時間」を「第2条から第5条までの規定による勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「前2項」を「前項」に、「第7条第2項」を「第7条第1項」に、「第7条第3項」を「第7条第2項」に、「同条第3項に」を「同条第2項に」に改め、同項を同条第2項とする。
- (2) 第8条第1項中「第7条第2項」を「第7条第1項」に改め、同条第2項中「養育」を「養育する」に、「介護」を「介護する」に、「第7条第2項」を「第7条第1項」に改める。

(札幌市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 札幌市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則(令和元年規則第48号)の一部を次のように改正する。

- (1) 第12条の次に次の2条を加える。

(勤勉手当の勤勉手当基礎額等)

第12条の2 日額1号職員及び時間額1号職員の条例第14条の2の規定によりその例によることとされる給与条例第29条の4第3項の勤勉

手当基礎額については、第11条第1項及び第2項の規定を準用する。

- 2 基準日前1月以内に退職した会計年度任用職員の勤勉手当の支給については、一般職員との均衡を考慮して、別に定める。

(勤勉手当に係る休務等)

第12条の3 条例第14条の2の規定によりその例によることとされる札幌市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(平成25年人事委員会規則第7号)第14条の規定の適用については、同条第1号中「条例第5条第3項に規定する給料表又は任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受けない札幌市職員としての期間(第8条の規定により期末手当の在職期間に算入することとされた期間を除く。)」とあるのは「本市の会計年度任用職員として引き続いて在職した期間以外の期間」と、同条第5号中「第5条第2号に掲げる事由」とあるのは「札幌市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則第8条第7項に規定する公務上の災害等」と、同条第6号中「第5条第2号に掲げる事由」とあるのは「前号の公務上の災害等」とする。

- (2) 第16条を次のように改める。

第16条 削除

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定及び第2条中札幌市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則第16条の改正規定は、公布の日から施行する。